

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
H23土木研究所(つくば)クレーン設備保守点検業務	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1番地6	平成23年04月01日	(財)土木研究センター 東京都台東区台東1丁目6番4号	一般競争	10,405,500	5,239,500	50.4%	特財	国所管	2		当該業務は、土木研究所(つくば)のクレーン設備の保守点検を行う業務である。クレーン設備の点検は、クレーン等安全規則により、年1回の定格荷重試験及び月1回の定期点検が義務付けられているため、当該業務は必要不可欠な業務である。 平成22年度から、競争性を高めるため入札要件の緩和や公告期間の十分な確保等の見直しを行い、平成23年度は結果として2者応札となった。平成24年度以降についても、引き続き入札要件の緩和や公告期間の十分な確保等競争性の確保に努めることとする。	有
H23土木研究所(つくば)実験設備保守点検業務	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1番地6	平成23年04月01日	(財)土木研究センター 東京都台東区台東1丁目6番4号	一般競争	43,932,000	42,000,000	95.6%	特財	国所管	1		当該業務は、土木研究所(つくば)の実験設備の保守点検を行う業務である。実験設備の保守点検は、大型実験設備を中心に製作会社の異なる19の設備について実施しており、研究業務の根幹となる実証実験に支障を来すことのないように機能を保持するとともに、不具合が発生した場合の速やかな修復が求められるため、必要不可欠な業務である。 平成22年度から、競争性を高めるため入札要件の緩和や公告期間の十分な確保等の見直しを行い、平成23年度は結果として1者応札となった。平成24年度以降についても、引き続き入札要件の緩和や公告期間の十分な確保等競争性の確保に努めることとする。	有
定期刊行物 土木技術資料購入(単価契約)	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1番地6	平成23年04月01日	(財)土木研究センター 東京都台東区台東1丁目6番4号	一般競争	3,943,800	3,943,800	100.0%	特財	国所管	1		当該調達は、災害速報、最新の研究概要、各種基準類に関する解説等が掲載されている月刊誌の購入である。掲載内容の半分程度は土木研究所の職員が執筆しており、所内及び国交省関係機関等へ配布している。 独立行政法人土木研究所法において、土木技術に関する指導及び成果の普及を行うことと規定しており、土木研究所の研究活動状況の広報及び成果の普及のために、必要不可欠な調達である。 平成22年度から、競争性を高めるため入札要件の緩和や公告期間の十分な確保等の見直しを行ったものの、平成23年度は結果として1者応札となった。平成24年度以降についても、引き続き入札要件の緩和や公告期間の十分な確保等競争性の確保に努めることとする。	有
流速計精度測定業務(単価契約)	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1番地6	平成23年04月01日	(財)土木研究センター 東京都台東区台東1丁目6番4号	一般競争	2,005,500	1,948,800	97.2%	特財	国所管	1		当該業務は、河川流量観測用流速計の精度を測定する(検定)業務である。土木研究所は、治水・利水計画や河川管理の基となる流量資料の精度を適切に管理するため、昭和8年頃から河川流量観測用の流速計の検定を一貫して実施してきた。国土交通省河川砂防技術基準において、流速計は年1回検定をしなければならないと規定しており、当該業務は河川計画・管理を適切に実施するための基盤となる必要不可欠な業務である。 平成22年度から、競争性を高めるため入札要件の緩和や公告期間の十分な確保等の見直しを行ったものの、平成23年度は結果として1者応札となった。平成24年度以降についても、引き続き入札要件の緩和や公告期間の十分な確保等競争性の確保に努めることとする。	有
舗装たわみ測定装置検定補助業務(単価契約)	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1番地6	平成23年09月15日	(財)土木研究センター 東京都台東区台東1丁目6番4号	一般競争	3,139,500	2,835,000	90.3%	特財	国所管	1		当該業務は、舗装たわみ測定装置(FWD)の較正・検定を行う業務である。FWDの測定精度を確認する共通の較正・検定機関がなかったため、土木研究所が平成22年度から当該業務を開始したものであり、共通の較正・検定を行う国内唯一の機関である。FWDは、既設舗装の健全度評価及び性能規定工事の最終的な性能確認に用いられることから、FWDの信頼性を向上させる当該業務は、必要不可欠な業務である。 平成22年度から、競争性を高めるため入札要件の緩和や公告期間の十分な確保等の見直しを行ったものの、平成23年度は結果として1者応札となった。平成24年度以降についても、引き続き入札要件の緩和や公告期間の十分な確保等競争性の確保に努めることとする。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。